



仕入税額控除 調査時の帳簿不提示

調査の請求に係る調査において、領収書等を提示したのだから、仕入税額控除の適用があるべきであるとして原処分の取消しを求めた事案です。

調査官は約1年間にわたり、継続的に、帳簿等の提示がない場合には仕入税額控除の適用が認められない旨を説明するとともに、帳簿の提示を求めたが、合理的な理由がなかったにもかかわらず、提示を拒み続けました。

調査官 消費税法第30条（仕入に係る消費税額の控除）で、事業者が、課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書を保存しない場合には、保存がない課税仕入に係る仕入税額控除の適用はありません。

ただし、災害その他やむを得ない事情により、保存ができなかったことを証明した場合には認められます。
納税者 再調査の段階で領収書等を提示したのだから、仕入税額控除を認めてもらいたい。

調査官 消費税法施行令第50条第1項に規定するとおり、調査対象者は帳簿等について、調査官による検査、すなわち、最初の調査に当たって、適時にこれらを提示することが可能なような

態勢を整えて保存をしていなかったの
で、消費税法第30条第7項に規定する
帳簿等を保存しない場合に該当し、後
日の再調査の請求に係る調査において
提示された領収書等があっても、仕入
税額控除の適用はありません。

納税者 領収書等を提示したのだから
問題ないでしょう。
調査官 あなたに対して約1年間にわ
たり、継続的に説明をしてきましたが、
提示を拒み続けてきました。

帳簿等の保存をすることができな
かったことについて、やむを得ない事情
があることをうかがわせる事実も見当
たらなことからすれば、仕入税額控
除を認めることはできません。
納税者 納得できません。

この事案は国税不服審判所で争うこ
とになりましたが、審査請求には理由
がないとして棄却する裁決が下されま
した。

税務調査期間において、消費税等に
関する帳簿等（請求書、納品書等を含
む）の提示を求められた場合にすぐに
提示できない時は、調査官にその理由
（書類の整理等が悪いので後日提示を
約する等）をきちんと説明しておかな

いと、調査終了までに提示がなかった
として消費税法第30条第7項の帳簿等
の保存がなかったものと認定されてし
まいます。

もし、時間がかかるようであれば、
やむを得ない事情の事実を調査官にわ
かるよう説明をしなければなりません。
特に、請求書は保存しているが、取
引の具体的な内容を示す納品書等の保
存がきちんとされていない場合、それ
に代わる受領書等で立証できなければ、
仕入税額控除が否認されてしまうので
注意が必要です。



イラスト 渡辺 正義